

## 群馬パース大学 障害のある学生の支援に関する基本方針

群馬パース大学は、障害を理由とする不当な差別的取り扱いを排除し、障害のあるすべての学生（本学で修学を希望する者を含む）の教育を受ける権利を尊重し、その修学に関わる支援について次の基本方針を定める。

- (1) 群馬パース大学は、障害のある学生が他の学生と等しい条件のもとで、学生生活を送ることができるよう修学に関わる不当な差別的取扱いを禁止し、合理的な配慮を行う。合理的な配慮とは、障害のある学生が教育を受ける権利を行使できるよう、大学が状況に応じて個別に必要とされる適当な変更・調整を行うことであり、かつ大学に対して過度の負担を課さないことをいう。
- (2) 群馬パース大学は、障害のある学生の意向を尊重しながら修学を支援する者（保護者・学生組織・関係機関等）と連携し、その修学上の環境と支援体制を整備する。
- (3) 群馬パース大学は、障害者への理解を深めるために、教職員・学生への啓発活動を推し進める。また、本学における障害のある学生の支援体制について積極的に情報提供を行う。
- (4) 群馬パース大学は、障害のある学生の支援を通して、学生サービスの充実、教育方法の改善など、すべての学生の学びと成長に寄与する取組を行う。
- (5) 学長は、この方針に基づき、効果的な支援を遂行するために必要な規則の整備、予算措置に努めるものとする。